

a)	危険と知られている物質の純度、不純物、添加剤
b)	合計トン数帯域（即ち、1-10 トン、10-100 トン、100-1,000 トン、1,000 トン以上等）
c)	研究の要約又はロバストサマリー
d)	同条第 1 項以外の情報で、SDSに記載されている情報
e)	物質の商品名
f)	危険な物質である非段階的導入物質の IUPAC 名称（6 年の期限付きで非公開にできる。）
g)	中間体、研究開発等の目的のみで使用される危険物質の IUPAC 名称

（商業的利益の保護の観点から通常公開しない情報（第 118 条第 2 項））

a)	調剤の完全な組成
b)	物質又は調剤の正確な使用、機能、用途
c)	正確な物質又は調剤のトン数
d)	製造・輸入事業者と販売事業者又は川下使用者とのつながり

（5）施行のスケジュール

2007 年 6 月の施行により ECHA がヘルシンキに設置されたが、登録等の主要な規定は 2008 年 6 月から施行された。段階的導入物質と呼ばれる既存化学物質（欧州既存商業化学物質インベントリー（EINECS）に記載されている物質）等については、2008 年 12 月 1 日までに予備登録を行えば、製造・輸入量等に応じて段階的に設けられた期限（2010 年、2013 年及び 2018 年）まで登録が猶予される。

登録のスケジュール

